

## 企業組合で創業しませんか

— 企業組合は個人の創業を応援する制度です —

近年もてはやされているNPOですが、本年11月現在千葉県では1250のNPOが設立されております。これに対し、企業組合は全国で2469（H18年12月）、県内だと32と少数派です。しかし、利益追求や配当が出来、行政庁からの支援を受けることができる企業組合は、魅力ある創業形態の一つといえます。以下、この企業組合について、NPO、株式会社と比較し説明していきます。

### 1. 企業組合制度とは

#### ①企業組合制度は、個人の創業を応援する制度です。

企業組合は事業者、勤労者、主婦、学生などの個人の方々（4人以上）が組合員となって資本と労働を持ち寄り、自らの働く場を創造するための組織です。組合自体がそれぞれの有するアイデアや技能、技術などを活かした事業を会社と同じように法人格を有する一つの事業体として実施する組織であり、個人が集まって創業するための組織です。



#### ②企業組合はあなたのやる気と能力を活かすための組織です。

ITだけが有効な技能だと思っはいませんか？誰にでも経験に基づいた様々な技能があります。知り合い同志の様々な経験・技能を活かして自分たちで職場創りをしてみませんか？

第三者に一方的に技能などを評価されるのではなく、組合員となろうとする方々がお互いの経験や技能を評価し合い、それを経営資源にして事業と職場を同時に創り出す組織が企業組合です。実施する事業に制限はありません。組合員となる方々が持っている経験や技能などを活かすことができる事業を自由に選択し実施することができます。

#### ③企業組合は学歴・年齢・性別不問、働き方や給料はみんなで決定します。

企業組合の組合員には年齢、学歴などの制限は全くありません。勤務時間など、どのような働き方をするかは組合員が全員で決定することができます。

組合員の働く場を確保することが最大の目的ですから、一定の割合の方々には事業に従事する義務が課せられていますが、組合員以外の有効な外部経営資源を

活用するため、一定の制限のもとに株式会社などの法人や任意団体も加入でき、連携しながら事業展開することができます。

### 2. 企業組合はこんなに有利

#### ①税制上の優遇措置が適用されます。

代表理事の変更など法律に基づく登記に対する登録免許税や組合と組合員の間で発行される受取書に対する印紙税が非課税になるなど、会社には適用されない税制上の優遇措置を受けることができます。

なお、企業組合は税制上、株式会社と同じく普通法人として扱われますが、出資総額が1億円以下の場合には、年間所得800万円以下の部分に対する法人税については中小法人と同様、軽減税率が適用されます。

#### ②組合員には有限責任制度が適用されます。

無限責任制度が適用される合名会社や合資会社とは異なり、企業組合の出資者である組合員には株式会社と同様に有限責任制度が適用されるため、組合員はそれぞれの出資額を限度としてしか組合の有する債務の弁済に対して責任を負いません。合名会社、合資会社は、会社の債務に対して個人の全資産をもって弁済する義務を負う無限責任社員が必要となります。

#### ③組合運営に対する発言権は平等です。

株式会社の株主とは異なり、企業組合の組合員には出資額の多い少ないに関係なく、議決権・選挙権が平等に与えられますので、組織の民主的な運営が確保されます。組合員には事業運営に対して平等の権利が与えられます。

#### ④事業に従事する組合員には勤労者としての地位が与えられます。

組合員は株式会社の株主に該当し、企業組合が雇用する従業員ではありませんが、組合員が企業組合の事業に従事したことに対して受け取る所得は事業所得ではなく、給与所得扱いとなります。もちろん、配当を受けることもできます。

また、事業に従事する組合員に対する社会保険（健康保険・年金保険）制度、労働保険（雇用保険・労災保険）制度の適用については、原則として勤労者と同様の取扱いを受けることができます。

⑤営利追求できる組織です。

企業組合は株式会社などと同じく営利を追求できる組織です。利益は、NPOや中間法人などと異なり、出資者であり事業従事者である組合員に配分することができます。将来的には、株式会社へ組合を解散することなく変更することもできます。

⑥国、行政庁や専門金融機関の支援を受けることができます。

都道府県、中小企業支援センター、中小企業団体中央会などを通じて、補助事業や助成事業など国の中小企業施策の各種支援を受けることができます。

また、商工中金、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫などの政府系金融機関や都道府県等からの融資を受けることができます。

行政庁（主に都道府県）の認可を受けることが組織作りの要件とされていることから、社会的信頼性が得られるほか、行政庁や組合などの連携組織専門の支援機関である中小企業団体中央会から、支援・指導や情報提供を受けることができます。

平成18年に会社法が施行され、株式会社の設立が容易になったものの、その全責任は代表取締役一人にか

かるのに対し、企業組合は4人で責任を分担する有限責任です。グループで事業を始める創業形態としてもっと多く利用し、活用されることが期待されます。

3. 企業組合設立のためには、行政庁の認可が必要です。

設立するためには、創立総会を開催し、定款、事業計画等を決定し、理事会において代表理事をはじめとした役員を選出するなどして、行政庁の認可と事務所の所在地を管轄する地方法務局での登記が必要です。

4. 詳細につきましては本会にご相談下さい。

中央会は企業組合をはじめとする連携組織の専門支援機関です。その設立から運営・管理に至るまで、お気軽にご相談下さい。

千葉県中小企業団体中央会

指導相談室

TEL 043-242-3277

銚子支所

TEL 0479-24-1570

松戸支所

TEL 047-368-3992

企業組合と会社との比較

種類	内容	企業組合	NPO法人	株式会社
目的		働く場の確保、経営の合理化	特定非営利活動推進による公益の増進	利益追求
性格		人的結合体	人的結合体	物的結合体
事業		商業、工業、鉱業、運送業、サービス業等の事業経営（制限はない）	①福祉の増進②まちづくり推進③環境保全など法律で規定する17の活動	定款に掲げる事業
設立要件		4人以上の個人	10人以上の社員（会員）	資本金1円以上
組合員資格		個人及び特定組合員(特定組合員:組合の事業活動に必要な施設・物資・技術・人材等の提供を行う法人等)	個人又は法人	無制限
責任		有限責任	有限責任	有限責任
発起人数		4人以上	1人以上	1人以上
加入		自由	定款の定めによる	持分の譲渡・増資割当による
脱退		自由	自由	持分の譲渡による
組合員比率		全従業員の1/3以上	ない	ない
従事比率		全組合員の1/2以上	ない	ない
組合員の出資限度		1組合員あたり25/100 特定組合員の出資は全体の1/2未満	ない	ない
議決権		平等（1人1票）特定組合員の議決権数は全体の1/4未満	平等（1人1票）（定款で変更可）	出資別（1口1票）
配当		従事分量配当及び2割までの出資配当	できない	出資配当
根拠法		中小企業等協同組合法	特定非営利活動促進法	会社法